

マイナンバーカードを保険証として利用できます

尾鷲総合病院ではマイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

マイナンバーカードを利用するためにはマイナンバーカードリーダーで認証していただく必要がありますので、外来棟2階総合受付にて認証をお願いいたします。

なお、現在は健康保険証でも受診することができますが、国の法改正により 2024 年 12 月 2 日に健康保険証を廃止しマイナ保険証に移行する方針です。

よくあるお問い合わせ

問 1.現在持っている健康保険証では受診できなくなるのでしょうか。

答 1.現在持っている健康保険証でも受診できますが、上記に記載したとおり、マイナ保険証に移行方針となります。

なお、マイナ保険証を持っていない方には代わりとなる資格確認書を保険者が発行するとしています。

問 2. 入院の際に保険証と一緒に限度額認定証を提示していますが、マイナンバーカードを持参した場合、限度額認定証の提示は必要でしょうか。

答 2. マイナンバーカードをマイナンバーカードリーダーで認証していただいた際に限度額についての画面が表示されますので承認いただければ限度額認定証を持参する必要はございません。

問 3. 福祉医療費受給資格証や特定医療費（難病指定）受給者証等の受給証もオンライン資格確認ができますか。

答 3. 現在、尾鷲総合病院では福祉医療費受給資格証や特定医療費（難病指定）受給者証等の受給証はオンライン資格確認システムには対応しておらず、これまでどおり窓口で提示をお願いいたします。